

# 反戦情報

2017・5・15 No.392

2001年2月9日第3種郵便物認可 第392号  
2017年5月15日発行（毎月1回15日発行）

## 瀬戸際外交で引き寄せられる戦争の危機

NO MORE WAR !



(上)同時に4発試射される北朝鮮の陸上移動式弾道ミサイル(下)朝鮮半島海域に急派される米原子力空母カール・ビンソンの艦隊

〈巻頭言〉		〈首都圏から〉	
「危機便乗型」の火事場泥棒的政治	2	安倍政権の暴走にストップを！ 5.5万人が結集	
〈焦点〉		—施行70年 5・3憲法集会 in 東京・有明—	14
トランプ砲艦外交が生み出す一触即発の危機(上)	3	ヒロシマで2回目の護憲統一集会	16
〈沖縄から〉		日本国憲法施行70周年にあたって 九条の会	17
辺野古新基地建設「護岸工事強行」断じて許さぬ		〈原発〉	
川野 純治	6	玄海原発再稼働の地元同意について 吉岡 齊	18
〈県から〉		〈教育〉	
ヘリ空母「かが」の呉配備に抗議する		「道徳」の教科化と“愛國教育”的行きつく先	
西岡 由紀夫	7	相可 文代	22
〈論壇〉		〈著作紹介〉	
共謀罪はなぜ危険なのか—共謀罪法案の逐語批判		大浜炭鉱労働争議の記録	
永山 茂樹	9	〈映画の世界175〉	
『希望の国』		鈴木 右文	27

安倍晋三政権の「危機便乗型」の火事場泥棒的悪政がとまらない。いうまでもなくアメリカ・トランプ政権がつくりだした北朝鮮「核・ミサイル」危機への便乗だ。本題に入る前に、確認しておきたい事がある。それは、特に日本のマスメディアに顕著なことだが、北朝鮮がミサイル実験を行ったりして核実験の準備をすすめたりしていることを、必ず「北朝鮮の挑発」と報道することだ。今やNHKをはじめ大手マスメディアが「政府広報機関化」している現実があり、政府見解に迎合したり、昨今流行りの「忖度」報道を行つたりと、視聴者の批判精神を抜き去り麻痺させようとしているとしか言いようがない対応に、苛立ちをつのらせているのは筆者だけではあるまい。

それはさておき、「北の挑発」という話だが、マスメディアが隠しているとしか思えないのが、米韓が毎年のように韓国で展開している合同軍事演習だ。「北の挑発」は、何も、理由なしで行なわれているのではない。「自らの生存」をかけ明らかだ。従来から、「北朝鮮」の

て、核戦力を含む強力な軍事力をもつ米韓に対抗せざるを得ないからだ。「核・ミサイルをはじめ、国民生活を犠牲にした軍備拡張」を続ける「独裁国家」北朝鮮に違和感・嫌悪感をかんじる向きもあるだろうが、未だに朝鮮戦争は「休戦協定」があるだけで、米韓とは法的には「戦争状態」にある、そろそろ強くも強くもない国家が、「生存をかける」ということがどうい

「後ろ盾」を自認する中国の国家主席の歓迎晩餐会のさなかに、トランプはシリア攻撃を強行して習近平主席に有無をいわせず黙認させたが、それは、とりもなおさず、「核・ミサイル開発」をやめないといった従来型の対応ではもはや北朝鮮に対する中国の抑制を期待してのことだった。いや、「期待」を行わないなら、アメリカ単独で

「核・ミサイル開発」をやめないと、横須賀基地からヘリ空母「いずも」が5月1日、初めて出動した。この外、誰が命令したのか、4月29日、「北のミサイル発射」が報道されると、東京メトロ地下鉄の運行が全線で一時停止された。当事国の韓国でさえ、そういう措置は取られず、「過剰反応」という批判も上がっている。

うことか、よく考えてみる必要があるだろう。「北の挑発」の前に、「北」にとつては、世界最大の軍事力を持つアメリカと韓国が「押取り刀で眼前に常駐している」現実を考慮すべきだろう。

本題に入ろう。この度の「朝鮮半島危機」の醸成は、トランプのシリア・アサド政権攻撃の「もう一つの狙い」だったことは、既に明らかだ。従来から、「北朝鮮」の

も対処する」という、軍事力行使の脅しだった。シリア攻撃直後のことだけに、習近平にとつては、かなりのプレッシャーだったに違いない。トランプは中国を抱き込むことに成功したのだ。事実、北朝鮮に対する中国の「経済制裁」の大半の部分を占める「石炭輸入」停止は、今年末までという劇的措置が取られている。中朝間で公然たる非難合戦も始まった。

## 〈巻頭 言葉〉

# 「危機便乗型」の火事場泥棒的政

現在、国会では稀代の悪法・共謀罪法案が審議中。また安倍晋三は5月3日の70回目の憲法記念日に、自衛隊を憲法9条に位置づける改憲を行い2020年に施行するとの意向を初めて明らかにしたが、今回の「危機」を「利用し尽くす」浅ましい魂胆が透けて見える。

(編集部N)

こうした「半島危機」を狡猾に利用しようというのが安倍晋三だ。これを機に、これまで出来なかつた海上自衛隊による「米艦防護」(安保関連法「武器等防護」)を、火事場泥棒的に実行したのだ。朝鮮半島沖の日本海で行なわれる原子力空母カール・ビンソンの艦隊に補給する米補給艦を護衛するため、横須賀基地からヘリ空母「いずも」が5月1日、初めて出動した。

# トランプ砲艦外交が生み出す一触即発の危機（上）



この4月はじめ、ロシアやイランが支援するシリア・アサド政権に「化學兵器使用」の「濡れ衣」をかけ、「懲罰」として突如ミサイル攻撃をしかけた米トランプ政権。ロシア軍の直接的援助を受けながらIS（イ

スラム国）やアルカイダなどイスラム過激主義テロ集団と戦うアサド政権を評価しなおし、長く「打倒の対象」としていた政策を転換した矢先の「手のひら返し」的攻撃は、世界を驚かせた。しかも、訪米した習近平・中国国家主席歓迎晩餐会のさなかに攻撃命令を出して同主席に有無をいわせず、彼から黙認的支持を引き出した返す刀でおこなったことは、核・ミサイル開発を推進する北朝鮮への瀬戸際的軍事恫喝だ。米韓合同軍事演習に引き続き、シンガポールからオーストラリアに移動する予定の原子力空母カーラルビンソンの艦隊を朝鮮半島近海に急遽移動させ、日本海で韓国

海軍との軍事演習を開催、北朝鮮に軍事攻撃の「匕首」を突きつけた。中東での戦乱は言うまでもなく、いまや朝鮮半島めぐつて一触即発、軍事衝突の危険が増している。こうした事態をどうみればいいか？

前号「巻頭言」では、トランプのシリア攻撃の要因を次のように指摘した。「第一は、国内マスメディアや民主党、共和党主流派などから『ロシアとの癒着』を指弾され続け、政府の人事もまともに進まない事態を開拓するため、第二は『弱腰』と批判してきたオバマ政権の対シリア政策との違いを強調し、実際の行動で

第一点目。結論からいえば、特朗普のアサド政権へのミサイル攻撃は、ほとんど「国内対策」だということだ。

トランプは、大統領選挙戦のさなかから、ロシアのブーチン政権に秋波をおくり、対立候補のヒラリー・クリントンの「ロシア嫌い」との違いを際立たせていた（※①）。また政権発足直後、国家安全保障担当大臣領補佐官に任命されていたマイケル・フリン氏が、政権発足前に駐米ロシア大使と接触してアメリカの「対口制裁解除」について論議したということが不法行為だとされ、辞任に追い込まれた（※②）。

みよう。

## ■「ロシアとの癒着」批判覆し政権立て直し図る■

シリア・アサド政権へのミサイル攻撃命令発表するトランプ

スラム国）やアルカイダなどイスラム過激主義テロ集団と戦うアサド政権を評価しなおし、長く「打倒の対象」としていた政策を転換した矢先の「手のひら返し」的攻撃は、世界を驚かせた。しかも、訪米した習近平・中国国家主席歓迎晩餐会のさなかに攻撃命令を出して同主席に有無をいわせず、彼から黙認的支持を引き出した返す刀でおこなったことは、核・ミサイル開発を推進する北朝鮮への瀬戸際的軍事恫喝だ。米韓合同軍事演習に引き続き、シンガポールからオーストラリアに移動する予定の原子力空母カーラルビンソンの艦隊を朝鮮半島近海に急遽移動させ、日本海で韓国

海軍との軍事演習を開催、北朝鮮に軍事攻撃の「匕首」を突きつけた。中東での戦乱は言うまでもなく、いまや朝鮮半島めぐつて一触即発、軍事衝突の危険が増している。こうした事態をどうみればいいか？

前号「巻頭言」では、トランプのシリア攻撃の要因を次のように指摘した。「第一は、国内マスメディアや民主党、共和党主流派などから『ロシアとの癒着』を指弾され続け、政府の人事もまともに進まない事態を開拓するため、第二は『弱腰』と批判してきたオバマ政権の対シリア政策との違いを強調し、実際の行動で

第一点目。結論からいえば、特朗普のアサド政権へのミサイル攻撃は、ほとんど「国内対策」だということだ。

トランプは、大統領選挙戦のさなかから、ロシアのブーチン政権に秋波をおくり、対立候補のヒラリー・クリントンの「ロシア嫌い」との違いを際立たせていた（※①）。また政権発足直後、国家安全保障担当大臣領補佐官に任命されていたマイケル・フリン氏が、政権発足前に駐米ロシア大使と接触してアメリカの「対口制裁解除」について論議したということが不法行為だとされ、辞任に追い込まれた（※②）。

NO MORE WAR!

そのあとを襲つたのがハーバート・マクマスター陸軍中将。この人物は就任に際して、国家安全保障会議（NSC）メンバー選任についてトランプから「全権委任」を取り付け、トランプ選対責任者でトランプの腹心でもあり、NSCメンバー入りしていたスティーブ・バノン大統領首席戦略官・上級顧問をNSCメンバーから外す荒業をやつてのけた人物でもある。ちなみに、バノン氏

はトランプの「親ロシア政策」を推進していた中心人物でもあり、彼がNSCメンバーを解任されたことと、シリア・アサド政権へのミサイル攻撃決定が関係ないはずはない（※③）。

このように、トランプの「親ロシア」的言動は、マスメディアや民主党、共和党主流派など、反トランプ勢力からしつこく攻撃され、トランプはある種、「立ち往生」を余儀なくされていた。その最たるものが、政治任用とされる政府の上級職員の8～9割方が、政権発足100日を経てもなお、決まつていないことだ（※④）。議会承認が必要な人事なので、反トランプ勢力が反対すれば、空白が続くことになる。トランプは自らの「成果」について連日、饒舌に語りはするが、内実は自らの政府さえ組織するのに四苦八苦しているのだ。

トランプの「アサド政権軍攻撃」は、こうした反トランプ勢の「ロシアとの癒着」批判をかわす役割を果たしていく

ところ、先ほどから指摘している「反トランプ」勢——すなわち、マスメディア、民主党、共和党主流派など——は、アメリカ政治、国際政治に隠然たる影響力を持つ米「軍産複合体」の利害を、多かれ少なかれ代表する勢力でもある。この「軍産複合体」は、その資金力、情報力、人脉をフルに活用して大統領選挙はもちろん、上下両院議員選挙にも大きな影響力をふるい続けてきた。大統領といえども、選挙資金・政治資金の多くを「軍産」に頼るがゆえに、その意向に刃向かうことは、自らの政治生命を危うくするような存在なのだ。当然の事ながら、この「軍産複合体」にとって、「平和」は自らの存在を危うくする。この勢力にとつて、「戦争」や「紛争」は、永続すればするほど、自らの利益になる（※⑥）。

る。この攻撃で一部の国内マスメディアや上下両院議員たちは「トランプ支持」を表明。トランプはようやく「一息ついた」（※⑤）。

しかし、これは単に「薄まつた」だけの話で、米ロ関係の激しい対立が従来のように復活したわけではない。その証拠に、攻撃直後のティラーソン国務長官の訪ロ 자체は、キヤンセルはされなかつた。そもそも、「シリア・アサド政権軍への巡航ミサイル攻撃」は、駐留するロシア軍に被害が出ないよう細心の注意が払われていたし、59発撃つた巡航ミサイルは29発しか目標に命中せず（ロシア政府関係者）、しかも、攻撃対象のシリア空軍基地は、滑走路に2、3の穴があいただけで、翌日から軍用機が離発着していた。つまり、「損害は軽微」なものでしかなかつたのだ。「化学兵器を使った」ということが攻撃理由なら、貯蔵庫の破壊は危険だが製造工場は攻撃・破壊するのが筋と言うものだ。しかし、その形跡はない（実際はなかつたのだろう）。破壊されたのはアサド政権軍の旧式ミグ戦闘機数機程度だつた。

アサドとの関係は悪化した。従来トランプが主張していた「ISの壊滅を優先させる」ためにロシア・シリアとアメリカが共闘する可能性は薄らいだ。



トランプは、「軍産」に遠慮することなく自らの政策を決定できる。だからこそ、その政策の実行段階では、トランプは軍産複合体のような旧米の支配層の強烈な抵抗と反撃を受ける。それでトランプは、彼らとの妥協や譲歩も交えながら、揺れ動いているのだ。〈つづく〉

こうしたことからわかるのは、トランプの「シリアル攻撃」は、いわば、国内の反トランプ諸勢力とそのバッタにいる軍産複合体のトランプ批判をかわすための「妥協」であり、トランプの「アリバイ作り」的攻撃であって、決して本気ではなかつたということだ。

逆にいえば、大統領選で従来の候補のように軍産複合体からの資金援助に頼る必要がなく、「不動産王」としての独自の資金力でたたかつたト

【注】  
 ※①・「ブーチン大統領がトランプ氏を「疑いなく聰明で有能な人物」と評価したり、トランプ氏もブーチン大統領をオバマ大統領(当時)よりも「優れた指導者だ」などと述べた事があつた。昨年12月1日発表の年次報告演説でブーチン氏はトランプ氏と「協力の用意がある」と述べ、米露関係正常化に意欲を示していた。  
 ※②・2月13日、辞任。アメリカでは許可のない民間人が外交政策に関与することが禁じられており(ローガン法)、野党・

(編集部N)  
 ランプの「シリアル攻撃」は、いわば、国内の反トランプ諸勢力とそのバッタにいる軍産複合体のトランプ批判をかわすための「妥協」であり、トランプの「アリバイ作り」的攻撃であつて、決して本気ではなかつたということだ。

逆にいえば、大統領選で従来の候補のように軍産複合体からの資金援助に頼る必要がなく、「不動産王」としての独自の資金力でたたかつたト

ランプは、「軍産」に遠慮することなく自らの政策を決定できる。だからこそ、その政策の実行段階では、トランプは軍産複合体のような旧米の支配層の強烈な抵抗と反撃を受ける。それでトランプは、彼らとの妥協や譲歩も交えながら、揺れ動いているのだ。〈つづく〉

（編集部N）

ランプの「シリアル攻撃」は、いわば、国内の反トランプ諸勢力とそのバッタにいる軍産複合体のトランプ批判をかわすための「妥協」であり、トランプの「アリバイ作り」的攻撃であつて、決して本気ではなかつたといふことだ。

【注】  
 ※③・「マクマスター氏はロシア、対テロ、イスラム教やイランへの強硬姿勢の一方でロシアへの宥和的対応は「距離が近すぎる」との批判を呼んでいた。元米陸軍中将。2012～14年まで国防情報長官。

※④・アメリカでは、政権交代のたびに閣僚など約4100人にはのぼる政治任用官が交代するが、このうち690が閣僚・副長官・大使などの主要ポストで、いざ

り、軍産複合体のトランプ大統領への「巻き返し」、トランプ氏の軍産への「妥協、譲歩」と受け取る向きもある。

※⑤・共和党主流派重鎮のマケイン上院軍事委員長は、「アサド政権が国民を化学兵器で虐殺するのを傍観しないことを米

民主党幹部らはフリン氏の解任を求めていた。同氏は、大統領選挙戦の最中からトランプ氏を熱心に支持、大統領最側近のスティーブ・バノン首席戦略官とも盟友。イスラム教やイランへの強硬姿勢の一方でロシアへの宥和的対応は「距離が近すぎるとの批判を呼んでいた。元米陸軍中将。2012～14年まで国防情報長官。

※⑥・5月2日付『朝日』は「トランプの時代」コーナーで「米軍需産業・鼻息荒く——政権防衛予算6兆円増加方針について、ホワイトハウスにおいてトランプ氏に忠実なグループと見解が異なるだけなく、トランプ氏自身が表明した考え方とも一致していない」(ニューズウイークリー日本版 2月23日)。4月5日、バノン氏はNSCメンバーを解任された。この「事件」は、トランプ政権内でのマクマスター氏の影響力が強化されたことを示しており、軍産複合体のトランプ大統領への「巻き返し」、トランプ氏の軍産への「妥協、譲歩」と受け取る向きもある。

※⑦・アメリカでは、政権交代のたびに閣僚など約4100人にはのぼる政治任用官が交代するが、このうち690が閣僚・副長官・大使などの主要ポストで、いざ

国としてしめした」と支持を表明(4月6日)。上院民主党トップのシューマー院内総務も「アサド氏に代償を支払う必要性をわからせた」と支持する見解。反トランプの急先鋒CNNも「トランプはようやく(一人前の)大統領になつた」と賞賛した。

※⑧・5月2日付『朝日』は「トランプの時代」コーナーで「米軍需産業・鼻息荒く——政権防衛予算6兆円増加方針について、ホワイトハウスにおいてトランプ氏に忠実なグループと見解が異なるだけなく、トランプ氏自身が表明した考え方とも一致していない」(ニューズウイークリー日本版 2月23日)。4月5日、バノン氏はNSCメンバーを解任された。この「事件」は、トランプ政権内でのマクマスター氏の影響力が強化されたことを示しており、軍産複合体のトランプ大統領への「巻き返し」、トランプ氏の軍産への「妥協、譲歩」と受け取る向きもある。

※⑨・アメリカでは、政権交代のたびに閣僚など約4100人にはのぼる政治任用官が交代するが、このうち690が閣僚・副長官・大使などの主要ポストで、いざ

分野ごとに協力する必要がある」として、議長は3月に「我々が相当な貿易赤字を抱える国は、赤字を減らすために製品や化粧品、トウモロコシ、潜水艦、航空機など、我々からより多く買えば目標は果たせる」のべ、日本などに米製品輸入拡大を求める考えを示している。米商務省によれば、2015年の世界の防衛費は約1・7兆ドル(190兆円)で、「中東での紛争やテロによる世界情勢の緊迫化は、世界の軍事費を押し上げ、米国の軍需輸出企業の世界市場での機会につながる」と指摘している。

# 辺野古新基地建設「護岸工事強行」断じて許さぬ

川野 純治

安倍政権は4月25日、沖縄県名護

いない。

市沿岸部で辺野古新基地建設の埋め立てに向けた「護岸工事着手」と発表した。私は当日、米軍キャンプ・シユワズ作業ゲート前での抗議行動に参加していたが、この報を聞き参加者一同怒りのシュプレヒコールで工事強行を弾劾した。海でも抗議船やカヌー隊が海上保安庁の暴力的威嚇と対峙しながら抗議活動を展開した。

当時はテレビや新聞等で「自然環境に大きな影響を与える後戻りできない状態」だとする論調が強調されたが、実際は埋め立て予定地北側の「K—9護岸」区域で沖縄防衛局や米軍によるセレモニーが行われ、網袋に入れた栗石5袋を浜の波打ち際に置いただけだった。既成事実をつくり、反対運動への説め感を醸成させた意図は明白だ。もちろん、「護岸工事」強行は、辺野古新基地阻止闘争の新たな段階に突入したことは間違

翁長雄志県知事は記者会見で「防衛局が事前協議に応じることなく護

岸工事を強行したことは許し難い」「環境保全の重要性を無視した暴挙である」と厳しく弾劾し、工事差し止め訴訟の提起を含むあらゆる手法で「辺野古に新たな基地を造らせない」という県民との約束を実現するため全力で闘う」と不退転の決意を明らかにした。

この間政府は、県側「敗訴」の昨年12月最高裁不当判決を受けてフロート(浮具)設置作業を再開し、2月6日には汚濁防止膜固定のための大型コンクリートを海中に投下し「埋め立て工事着手」を強行してきた。

3月25日の「違法な埋め立て工事の即時中止・辺野古新基地建設断念を求める県民集会(翁長知事も参加)に続き、「護岸工事」開始後の4月29日にキャンプ・シユワズゲート前で「辺野古新基地建設阻止! 共謀罪廃案! 4・28県民屈辱の日を忘れなさい県民集会」が開催された(主催=県議会与党会派、憲法普及協議会、沖縄平和運動センターなどによる実行委員会)。「4・28」は沖縄が切り捨てられ日本が「独立」した1952年サンフランシスコ講和条約発効の日(「屈辱の日」であるとともに、

安倍政権もこれまでの法解釈を一変させ

て追認し、金田法相は翁長知事への損害賠償請求にまで言及し、国家権力を総動員して沖縄の民意を押しつぶそうとしているのである。これが

安培政権の言う「法治国家」の実態だ。

今、新たな段階に至り、現地闘争の強化が呼びかけられている。水・土曜日は集中行動日で工事車両を止めている。次は木曜日も加え、さらに拡大していく方針だ。翁長知事の埋め立て承認「撤回」を求める声が高まり、「県民投票」や「知事選前倒し」などの意見も出ているが、求められている原則は、知事「撤回」を押し上げるべきな県民運動の構築であり、その前提として現地行動の強化は必須だ。私たちは、来年1月の名護市长選も見据え、あらゆる方策で闘い続ける覚悟だ。何よりも戦争国家へ突き進む安倍政権・自公体制を打ち倒し、沖縄から日本の民主主義、立憲主義を確立するために。

(かわの じゅんじ／

工事を継続している。所管の水産庁協が「臨時制限区域」の漁業権を放棄したとして許可更新をしない違法

女性が元米海兵隊員の米軍属によつて暴行殺人・遺体遺棄された日でもある。

稲嶺進名護市長は「沖縄が生け贊として差し出されてから65年。今なお政府の差別的な政策により基地の重圧にあえいでいる。さらに政府は法律をねじ曲げ、権力を総動員して弾圧を強めている。絶対にひるまず、恐れず、白紙撤回まで頑張ろう」と檄を発した。

# ヘリ空母「かが」の呉配備に抗議する

西岡由紀夫

4月3日、前月22日に就役したばかりのヘリ空母「かが」が、海上自衛隊呉基地（広島県呉市）に配備された。その日、わたしたち「ピースリンク広島・呉・岩国」は、海自呉地方総監部内閣総理大臣、防衛大臣、海上自衛隊呉地方総監宛「ヘリ空母『かが』の呉配備に抗議する」申し入れをした。抗議文の中で、「多くの市民の反対の声を無視して成立した特定秘密保護法や集団的自衛権行使を容認する安保関連法（いわゆる戦争法）のもとで、海外に派遣された自衛隊員は「殺し殺される」状況に直面する危険が高まっている。（中略）政府は安保関連法（戦争法）制定時の理由として、日本を取り巻く「安全保障環境の悪化」を理由として挙げた。そうであるとすればなお一層、自衛隊の増強という「力」ではなく、外交で交渉する「対話」

こそが正に追求されなければならない。「かが」配備は自衛隊における「軍備増強」にほかならず、「軍拡競争」という「安全保障のジレンマ」を一層進めてしまうものである。こうした事態からの脱却を市民として求める」と訴えた。

この度、配備されたヘリ空母「かが」は、23中期防（中期防衛力整備計画、2011年4月～16年3月）に基づく24DDH（平成24年度）予算で建造されたヘリ搭載護衛艦（DDH）として先に建造されたヘリ空母「いずも」の2番艦である。ジャパンマリンユナイテッド横浜事業所磯子工場で、2013年10月7日起工、15年8月27日に進水、16年8月5日に公試が開始され、今年3月22日同工場で引き渡し式と自衛隊艦旗授与式が行われた。建造費用は1

155億円（新聞報道では約1200億円）で、全長248メートル、基準排水量は1万9500トン、満載排水量2万6000トン。これまで呉にいたヘリ空母「いせ」に比べ基準排水量で5550トン、全長で51メートルも大型化し、「いざも」とともに海上自衛隊最大の艦船であり、全通甲板のヘリコプター5機のサイトを装備し14機のヘリコプターが搭載可能である。防衛省ではヘリ搭載型護衛艦という言い方だが、世界的に見ればヘリ空母（航空母艦）である。艦名の「かが」は、かつての日本海軍の航空母艦「加賀」を思い起させる。当初は戦艦として建造され、装された大型空母（全長238メートル）で、1932年第一次上海事変で実戦参加し、41年12月の真珠湾攻撃にも参加し、42年6月ミッドウ

エー海戦で大破し沈没した。この度のヘリ空母「かが」配備の結果、ヘリ空母は「ひゅうが」DDH H181（舞鶴）、「いせ」DDH H182（佐世保）、「いざも」DDH H183（横須賀）、「かが」DDH H184（呉）の4隻となり、護衛艦隊の4護衛隊群のそれに配備され、海上自衛隊は艦船の大型化を一層すすめた。

1954年の呉地方総監部創設以来、呉基地は「掃海」と「潜水艦」を特色とする基地であった。「潜水艦」は「おやしお型」に加えて2009年より「そうりゅう型」を併せて10隻の潜水艦隊と潜水艦教育訓練隊（練習艦隊）をもつ、日本最大の潜水艦基地である。特に1980年代以降、基地の拡大と艦船の大型化が一段と進んだ。神戸製鋼の跡地の

基地利用、Fバース・Sバースの延長、昭和埠頭の基地利用と、拡大の一途をたどり、2015年にはFバースはさらに420メートルに延長された。「護衛艦」のみならず、1987年の補給艦「とわだ」、98年の強襲揚陸艦（輸送艦）「おおすみ」、

掃海母艦「ぶんご」の就役を契機として艦の大型化も進み、現在は強襲揚陸艦「おおすみ」「しまきた」「くにさき」の3隻、2011年就役のヘリ空母「いせ」（佐世保に移籍）、そして、この度のヘリ空母「かが」を擁するに至った。そうした中で、1991年のペルシャ湾への掃海艇派遣、翌年のカンボジアPKO派遣に始まる相次ぐ「海外派兵」が「専守防衛」の枠を超えて続けられ、今もソマリア（ジブチ）派遣は継続している。

こうして、呉基地は、「後方支援」型の基地に加えて「海外派兵」に向けた「出撃基地」の機能を併せ持つ「総合基地」に変容してくる。その典型として、この度の「がが」の配備があると判断している。

さらに、4月30日には、呉のゴムボートをワゴン車に積み込んで神奈川県横須賀市で現地の仲間とともに、湾内の「海上デモ」及び市内の「例デモ」に参加して、連帯し交流した。翌5月1日、海上自衛隊横須賀基地に停泊するヘリ空母「いずも」



国際平和文化都市ヒロシマを取り巻く半径約20キロメートルのところに海上自衛隊呉基地があ

員もいる」「呉を出撃基地にしてはならない」「自衛隊員を含むすべての市民の命が大事」と訴え続けてきた。4月3日の呉配備当日は申し入れのみ実施したが、同月23日にはアレイからすこじま公園から「平和船団」を出してゴムボートによる「海上デモ」を行ない、自衛隊員に直接訴えた。

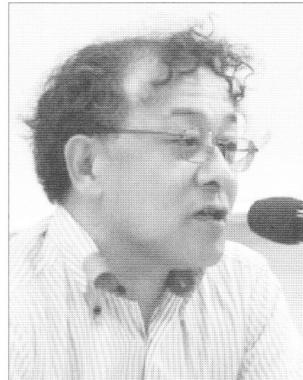
「ピースリンク広島・呉・岩国」は、今後とも「ヒロシマの心」（国際平和文化都市）をその足元からに実現すべく、市民の声として△平和△を訴え続ける。この変化を見極め、今後の運動をすすめるために、この度、ピースリンク叢書16号『変わる自衛隊とアジア最大の米軍航空基地 岩国－許すな！戦争にならぬ広島・呉・岩国』を発行した。ご参考にしていただければ幸いである。カンパ1000円（連絡先：090-1337315083新田、090-1973618895西岡）。

さらに、4月30日には、呉のゴムボートをワゴン車に積み込んで神奈川県横須賀市で現地の仲間とともに、湾内の「海上デモ」及び市内の「例デモ」に参加して、連帯し交流した。翌5月1日、海上自衛隊横須賀基地に停泊するヘリ空母「いずも」

（にしおか ゆきお／「ピースリンク広島・呉・岩国」吳世話人）

# 共謀罪はなぜ危険なのか——共謀罪法案の逐語批判

永山茂樹



永山茂樹教授

## 1. 法案のことば

今国会（第一九三国会）に政府から提案され、現在（五月四日）衆院で審議中の共謀罪法案（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案）。以下、法案）には、どういった問題があるのか。そのことを、法案のことばに即して説明するよう

に、本誌編集部からもとめられた。

六条の二

1項 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同的目的が別表第三に掲げる罪を実行するこにあるものをいう。次項において同じ。）の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの）の遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいざれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他

六条に付け加える「六条の二（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）」の文言をあげよう。

一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの（五年以下の懲役又は禁錮

二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの（二年以下）の懲役又は禁錮

各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

二 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの（五年以下の懲役又は禁錮）が関与することが条件である、したがつて一般の団体が対象となることはない、と説明する（法務省「組織的な犯罪の共謀罪」に対する御懸念について）。暴力団や悪徳商法をならべることで、国民から「法で取り締まられて当然」という反応をひきだそうというのだろう。

しかし法案冒頭におかれた「テロリズム集団」は、団体の性格を一般的に定義するものではない。それは組織的犯罪集団の一例にすぎない。あとで確認するつもりだが、法案では、テロリズムと縁のない行為を罰することができる。つまり法案の「非

ではさつそく、問題の六条の二を読み解いていくことにしよう。

## 2. 「テロリズム集団」とはなにか

法案は、対象になる団体を「テロ

りズム集団」の他の組織的犯罪集団と規定する。これについて国は「例えば、暴力団による組織的な殺傷事犯、悪徳商法のような組織的な詐欺事犯、暴力団の縛張り獲得のための暴力事犯の共謀など、組織的な犯罪集団」が関与することが条件である、

テロリズム対策』的性格は、この箇所にあらわれている。だからわたしたちの命運は、捜査機関や裁判所が（テロリズム集団にかぎらずすべての団体を）「組織的犯罪集団」と認定するかどうかにかかる。

もし本気でテロリズム対策をするというのなら、すでにある法律や条約ではテロリズム集団への対応に足りないところがあることを具体的に示したうえで、（共謀罪ではなく）個別のかつ緊急に立法措置を講ずればよいだろう。

### 3. パレルモ条約に加わるには共謀罪の制定が必要か

政府はこれまで、パレルモ条約（国際組織犯罪防止条約、TOC条約とも。以下、条約）に加盟するには、共謀罪の制定が必要だと説明してきた。この「条約加盟の前提条件」論それ自体、条約の定め、また各国での運用に照らすと、疑わしい議論である。たとえばおおくの国は、国内法で共謀罪を制定しないまま条約に加盟している。

かりに首相がいうとおり、法案の目的が条約の加盟だとしたらどうか。

そうするとこんどは、条約と法案との隔たりが問題になる。もしも隔たりがおきければ、「条約に加盟するために共謀罪をつくる」論は破綻する。その隔たりの一つが、法案の「団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるもの」として、別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう」という部分である。他方、条約では「三人以上の者から成る組織された集団であつて、一定の期間存在し、かつ、金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため一又は二以上の重大な犯罪又はこの条約に従つて定められる犯罪を行うことを目的として一体として行動するもの」と定義する（二条a）。

一般にテロリズム集団は、物質的利益を得ることを目的にしない。むしろ社会に恐怖をあたえることで、なんらかの政治的目的を達成しようとする集団である。政府答弁書（三月二十四日）も、このことをみとめている。テロリズム集団が条約の取り組まり対象でないことは、ここからばかりかだ。

法案は条約の定義をつかわず、かわりに「その結合関係の基礎としての共同の目的」は固定的でない。

わたりに「その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるもの」として、別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう」という部分である。他方、条約では「三人以上の者から成る組織された集団であつて、一定の期間存在し、かつ、金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため一又は二以上の重大な犯罪又はこの条約に従つて定められる犯罪を行うことを目的として一体として行動するもの」と定義する（二条a）。

前記2で示したように、「テロリズム集団」という形容が概念を限定するうえでまつたく意味をなさない。だから法案は「その他の組織的犯罪集団」すべてを対象にした、といえる。ただ「団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるもの」という定義が付されている。これを検討しよう。

### 4. 「その他の組織的犯罪集団」とはなにか

明する。

一月には「かつての共謀罪は、いわば、共謀して何人かが集まつて合意に至つたらそこで共謀罪になるわけあります。今回のものは、そもそも、犯罪を犯すこと目的としている集団でなければなりません」（首相・一月二六日）と述べていた。

二月になると「そもそも目的が正當な目的であつたとしても、その段階で一変しているわけでありまして、一変している以上これは組織的犯罪集団と認めるのは当然のことであろうと思うわけでありまして、結成当初からそのような團体であったのか、あるいはある時点でそのような團体になつたのかによつて対応が異なるものではあり得ないわけですがあります」（首相・二月一七日）と答えるにいたつた。まさに説明は「一変」している。

ある集団の目的は、組織をつくつた時点のそれだけではなく、のちの行為からも決められることになる。結合をした時点ではそうではないけれども、のちに「結合関係の基礎としての共同の目的」が一変したとみなされれば、捜査・逮捕や処罰につながる仕組みになつている。

②結合関係の基礎としての共同の目的は、いつ「一変」するのか。

政府はこう説明する。「正当な活動を行っていた集団であれば、団体の意思決定に基づいて犯罪行為を反復継続して行うようになると、団体の性質が一変したと認められなければ、組織的犯罪集団と認められることははない」（法相・二月二日）。

「団体の意思決定に基づいて犯罪行為を反復継続して行う」のあとに付けられた「など」に問題があることはおわかりだろう。

法案提出前の記者会見ではその点が問われた。「反復継続するなど」とおっしゃいましたが、「など」はどういったものが含まれるのでしょか」という記者の質問に、法相

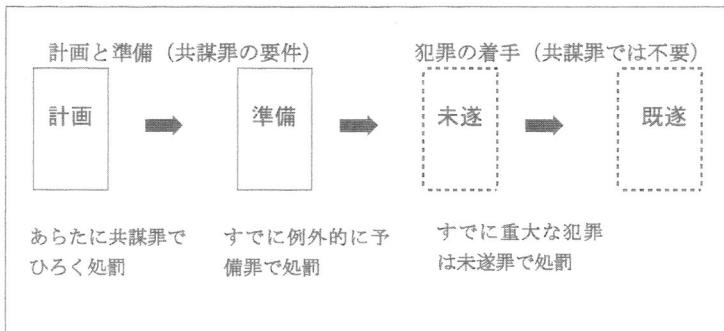
は「『など』の点も含めて、現在検討中であり、一般の方々がテロ等準備罪の適用対象とならないような法案を検討しています」（二月二七日）と答えた。しかし提案された法案には、「など」を補う文言の修正はなかつた。だから反復継続以外のことでも、一変の契機になりうる。

③「目的」は「主たる目的」ではない。

「目的」は「主たる目的」ではない。したがって結合関係の基礎における「従たる目的」であつても対象になる。

こうしてみると、「団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるもの」の部分は、組織的犯罪集団の定義を明確にしたり、対象を限定するものとはいがたい。

図1 「計画を処罰することの意味」



「計画」とはなんにかかる。  
上の図1「計画を処罰することの意味」をもって説明にかえようとおもったが、それは「米軍基地建設に反対するために結合した団体の構成員が、建設車両の通行を妨害しようと話し合った場合」や、「労使関係がこじれ、労組組合員が、社長を拘束しようと話し合ったような場合」といった、一般国民の正当な行為を狙いうちにした、法律の不当な運用の危険性がある点だ。

法案は、二人以上による遂行の計画を処罰対象にする。廃案になつたこれまでの共謀罪法案では「共謀」とあつた。それを法案は「計画」と言い換えたが、両者は同じものである。

計画を処罰するということは、これまでの普通の刑罰とどう違うか。端的にいって、犯罪の準備があれば、たとえ犯罪に着手していないくとも、計画に加わった者を処罰するということである。

5. 「計画」とはなにか

法案は、「計画」の明確な定義はない。もし明確に定義できないことをあげて、それを犯罪だというなら、罪刑法定主義に反している。

政府は「メールやラインでも合意が成立したとはみなされない」とも述べるが、その点は法案の文言に反映していない。だから法案が成立すれば、これらのメディアをとおしてメッセージを受信したり閲覧した者も、「このまま放置しておけば共謀罪で処罰されるのではないか」と不安をいたくだらう。あるいは、減刑を求めて自首（密告）する者がでてくるだろう。「一般人は共謀罪で処罰されることはない」という説明は、この点でも根拠のないまやかしである。

6. 「計画」はどうやって知られるか

国会審議で問題になつた「山の幸を無許可で採つて一儲け企むために集まつた集団」は、除外されない。

もう。犯罪が行われた前前前の段階で処罰することを意味する。

題に、捜査機関は、メールやラインの内容をどうやって知ることができるのであるのかということがある。

計画の存在が犯罪の成立条件であるなら、捜査機関は、

①日常的にプライバシーや通信の秘密を犠牲にして盗聴・監視するか、

②スパイを活用するか、

③自白に偏重した捜査をおこなう

はずである。とくに①のような捜査手法の導入について、政府は将来的検討課題としているが、それは遠い先のことではない。

政府は、共謀罪を盗聴の対象に加えることについて、現時点では「予定していない」としながらも、「将来、通信傍受の対象犯罪とするか否か」という点までお聞きになつていらつしやるとすれば、今後、各種の犯罪に関する捜査の実情等を踏まえながら、導入の必要性とかいろいろな観点から検討すべき課題で、その時点の課題であろう、このように思いました」と述べた（法相・二月二日）。

また捜査機関が違法な方法で集めた証拠（違法収集証拠）が刑事裁判で用いられそうになつたときに、裁判所はそれを抑制するか、という問題がある。

しかし日本の刑事裁判における通説は、相対的排除説の立場である。違法収集証拠であつても、違法の程度や証拠の重要性などを勘案し、場合によつては（「令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、これを証拠として許容することが、将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと認められる場合」には）排除されるというのだ。したがつて、証拠を収集する過程において「令状主義の精神を没却する」ほど重大な違法性がないとみなされれば、違法収集証拠であつても、刑事裁判で被告人を有罪とする証拠につかわれる可能性がある。

7. 「準備行為」とはなにか

法案は「その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたとき」を問題とする。

政府は、共謀罪を盗聴の対象に加えることについて、現時点では「予定していない」としながらも、「将来、通信傍受の対象犯罪とするか否か」という点までお聞きになつていらつしやるとすれば、今後、各種の犯罪に関する捜査の実情等を踏まえながら、導入の必要性とかいろいろな観点から検討すべき課題で、その時点の課題であろう、このように思いました」と述べた（法相・二月二日）。

また捜査機関が違法な方法で集めた証拠（違法収集証拠）が刑事裁判で用いられそうになつたときに、裁判所はそれを抑制するか、という問題がある。

これが先日国会であつた「花見と下見の区別はできるのか」論議の意味である。法相は「ビールを持つていれば花見、地図や双眼鏡を持つていれば犯罪の下見とわかる」と珍答弁を開陳した（四月二八日）。地図を持つていれば（犯罪に着手していないのに）「準備行為」だ、と決めつける法案の危険性がわかつていないのだろう。そもそもたいてのスマートフォンには「地図アプリ」が入っているではないか。

政府によれば「収集された証拠に基づき、『その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたとき』を問題とする。

犯罪が実行されたとき、さかのぼるか否かにより判断されるもの

（政府答弁書・四月一八日）という。

ここでも捜査機関や裁判所の判断にまかされるところが大きい。

また法文上も、この準備行為のためだつたのだ」と判断することはできる。しかしながら法が問題にする共謀罪では、犯罪がまだ実行されていない。そのようなばあい、どの行為が「準備行為」にあたると予言できるのか。

これが先日国会であつた「花見と下見の区別はできるのか」論議の意味である。法相は「ビールを持つていれば花見、地図や双眼鏡を持つていれば犯罪の下見とわかる」と珍答弁を開陳した（四月二八日）。地図を持つていれば（犯罪に着手していないのに）「準備行為」だ、と決めつける法案の危険性がわかつっていないのだろう。そもそもたいてのスマートフォンには「地図アプリ」が入っているではないか。

政府によれば「収集された証拠に基づき、『その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたとき』を問題とする。

ここでは、共謀罪に関する一つの誤解をとく必要がある。

共謀罪は、いま法律で決まってい る犯罪の数を一つ増やすもの、ではない。共謀罪は多くの犯罪に関連して、それぞれの处罚の範囲を計画段階まで一気に広げるものである。

ではどのような犯罪に関連して、計画が罰せられるのか。国家のもつて、刑罰権（犯罪者を处罚する権限）は、刑罰の執行という強固な人権制約をともなうし、また一つ誤ると冤罪などの重大な人権侵害になる。だから、その行使は十分に限定的でなければならない（刑罰権行使の谦抑性の原

表1 「法案における5類型・277種類」

テロの実行	110 罪	組織的殺人、ハイジャック、放火、サリンの散布など
薬物	29 罪	覚醒剤などの輸出入、譲渡など
人身に関する搾取	28 罪	人身売買、強制労働、臓器売買など
その他資金源	101 罪	組織的詐欺、恐喝、通貨偽造、マネーロンダリングなど
司法妨害	9 罪	偽証、証拠隠滅、逃走援助など

則)。では法案は、この原則を満たしているだろうか。法案は、別表四に掲げる罪のうち、「死刑又は無期若しくは禁錮の刑が定められる」に「死刑又は無期若しくは禁錮の刑が定められているもの」に「五年以下の懲役又は禁錮」を、また「別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められておりるもの」に「二年以下の懲役又は禁錮」の罰を定める。当初は、犯罪の内容を考慮せず、法定の最高刑の重さを基準に

一律に指定し(このこと自体、法律を作るにおいてあまりにいかげんな行為だ)、六七六の罪があげられた。それはあとになって整理されて二七七(衆議院事務局の計算では三一六)表1「法案における5類型・277種類」を参照)に減らされた。なぜこれほど柔軟なのだろう。共謀罪にどの犯罪を含めるか、確固とした基準もなく適当にきめているからではないだろうか。

しかし二七七にしぼつても、それだけの犯罪が、なぜ別表四に含まれる/除かれるにいたつたのかが不明なことが多い。それは、

①共謀罪をつくる必要性が不明なもの(詐欺再生、詐欺破産、所得税免脱、わいせつ、墳墓発掘死体損壊、史跡名勝天然記念物の滅失、森林窃盜、商標権の侵害、国内希少野生動植物種の捕獲など)、

②他の行為と比較したばあい、共謀罪をつくらない理由が不明なもの(公職選挙法、政治資金規正法、政党助成法違反の行為。刑法の特別公務員職権濫用罪、暴行陵虐罪など)、

(組織的強制執行妨害、組織的威力によるために濫用される危険のあるもの)

は、①国家は、基本的人権の尊重や平和主義、国民主権をはじめとする

業務妨害、自衛隊の所有する武器等の損壊、著作権の侵害など)である。

そのうち①では、法律をつくる必要性を示す立法事実の有無を、個別的に立証する責任を、法案を提出した政府は負う。「暴力団の資金源はすべて絶たなくてはならない」といつた一般論をいうだけでは、その責任を果たしたことにならない。②では、公務員の犯す犯罪について共謀罪が除かれたことを問題視する議論もある(たとえば高山加奈子・京都大学教授)。③では、人権侵害のおそれがあるのだから、それをどうやつて防止するかという観点で個別的に審議をつくすべきである。

## 9. おわりに—立憲主義の立場からみて、共謀罪の導入は容認できない

共謀罪の問題を立憲主義との関係でどうみるか。そのことについて整理することで、本稿のまとめとしたい。

よく知られるように、立憲主義は、①国家は、基本的人権の尊重や

憲法の規定を守らなければならない、という意味と、②国家は、憲法によって拘束される、という意味の二つがある。

まず①との関係で整理する。

共謀罪は、人権の制約は必要最小限にとどめなければならないという人権制約の基本原理に反する点で憲法一三条に、内心の自由を害する点で同二一条一項に、罪刑法定主義(刑罰法規の明確性)に反する点で同三一条に反する。

つぎに②との関係で整理する。

共謀罪は、国家の行使する暴力(刑罰権)を法的規制から解放してしまう。その意味で、「國家権力にたいする懷疑」に立脚した立憲主義と正反対のものである。立憲主義を無視・敵視する現政権が、安保法によって軍事力に対する憲法的制約を骨抜きにしようとしたことと、共通した問題をもつといえる。

(ながやま しげき／東海大学法学部教授)



# 安倍政権の暴走にストップを！ 5・5万人が結集

—施行7年 5・3憲法集会 in 東京・有明—

日本国憲法が施行されて7年に  
なる5月3日、全国各地でこれを記  
念する憲法集会が開かれた。東京・  
首都圏では、「施行7年いいね！  
日本国憲法—平和といのちと人権  
を！」をスローガンに、有明の東  
京臨海広域防災公園で開かれ、昨年  
を上回る5万5000人が参加した

(主催者発表／主催＝同実行委員会、  
協賛＝戦争させない・9条壊すな！  
総がかり行動実行委員会、安保法制  
の廃止と立憲主義の回復を求める市  
民連合)。

この集会では、「私たちがめざすこ  
と」として、「不戦と民主主義の豊か  
な社会」「戦争法廃止」「辺野古新基地  
建設撤回」「原発のない社会」「貧困の  
ない社会」「平等な社会」「差別のない社会」  
「思想信条の自由を侵し、監視社会  
強化する共謀罪反対」——が掲げら  
れ、安倍政権の暴走にストップをかけ  
ることを求める多くの人々がアピ  
ールをおこなった。

最初に登壇したのはファッショ  
ン評論家でシャンソン歌手のピーコ氏。  
同氏は「現憲法と比べてどこがひど  
いか」をテーマに自民党改憲草案を  
批判した本を近く出版予定で、その  
中で勉強したことについて発言、「天  
皇元首化」や「戦争放棄」の放棄、  
「国防軍創設」など、「72歳になつ  
て、あまりにひどい改憲草案を考え  
ている人たちがいることを初めて知  
つたが、現行憲法の改正は決して許  
さない。これからずっとこの話をし  
てゆく」と述べた。

日本劇作家協会・前会長の坂手洋  
二氏は、「私は仕事柄よく海外に行く  
ので、日本人が海外でどう思われて  
いるかよく分かる」とのべ、「フラン  
スでの講演で日本政府を批判した折、  
向こうの人から『やつと愛国心をも  
つ日本人に会えた』といわれたこと  
を紹介、この日も会場外で集会の妨  
害に来ていた右翼を「自国政府をき  
ちゃんと批判できない愛国心のない輩」と批判した。そして、自分たちの子  
供の頃は「憲法が当たり前、人権尊  
重や平和主義は当たり前」だったと  
のべ、この集会に若者の参加が少な



発言するピーコ、池内、山城、山田の各氏(右上から反時計回り)

軍学共同に反対する運動を続けて  
いる池内了氏(世界平和アビール7  
人委員会メンバー／総合研究大学院  
大学名誉教授)は、「現在の日本は、  
安倍政権の軍国主義路線のもとで、  
国民の生活を踏みにじり憲法を蹂躪

する政治運営をおこなつてゐる」「憲  
法9条の平和主義、23条の学問の自  
由を安倍内閣は公然と蹂躪してゐる」  
と批判、「大学が軍事研究をおこなう  
と、大学の自治、学問の自由が葬り  
去られる」と警鐘を乱打した。

いことを指摘、戦争経験のないこうした人々に直接・間接、想像力で戦争が悪であることを伝え、戦争反対の活動を続ける、その決意を語った。

映画監督・プロデューサーの山田

火砂子氏は、最近、戦前のプロレタ



東京集会に結集した5万5000人の人々

リア作家・小林多喜二の母の物語をテーマにした『母』(三浦綾子原作)という映画をつくったが、口説きにくどいた主演の寺島しのぶさんが、

「4歳になる一人息子がいるので息子が拷問され殺された姿で帰つてきたら、卒倒してしまう」と話して、いたことを紹介、今年85歳になり、13歳まで戦争だった自身の経験から、そういう社会を二度と再現させてはならないことを力説、「靖国の母」などと奉られていたお母さんたちが最も辛い思いをしていたことを紹介し、「戦争をさせないこと」が最も「子どもを守る」ことになると強調した。

続いて「立憲野党」各党の代表が挨拶に立つた。意見表明したのは、民進党＝蓮舫、共産党＝志位、自由党＝森、社民党＝吉田、沖縄の風＝伊波の各氏。そこで共産党の志位委員長は、「憲法19条に違反する違憲立法（兵謀罪法案）を皆で必ず廃案に追い込もう」「沖縄に憲法は適用されないのか！」辺野古新基地建設反対、沖縄県民に連帶

した闘いを全国で巻き起こそう」「総選挙に勝利し、安倍政権を打倒し、新しい日本の政治を作り出そう！」とした闘いを全国で巻き起こそう」「総選挙に勝利し、安倍政権を打倒し、新しい日本の政治を作り出そう！」としたのは落合恵子氏（作家）。同氏は、現行憲法は70周年だが、80、90周年と永遠に大事にしてゆきたいと語り、同時に「今、私たちは屈辱感と憤りと無念さを抱えている。この屈辱感は、憲法の命を蔑ろにされている屈辱感だ」とのべて、沖縄県の辺野古で始まった新基地建設のための埋立の強行を糾弾した。

弁護士の伊藤真氏は、「戦後、日本を豊かにするために、電気・ガス・水道・道路など様々なインフラが整備されてきたが、もつとも重要だったインフラは憲法だ」とのべた。そして、戦争で個人が国の犠牲にされた苦い経験から、私たちは日本国憲法というインフラを整備し、個人の尊厳、個人の尊重、そのためには日本はあるのだという考え方を広げてきたが、今、それが覆されようとしていると警告した。「2012年には自民党は『国家のための憲法』というベ

き改憲草案を発表し、13年には『国家の情報は国民には知らせない』と自衛権容認』の閣議決定、15年には『集団的攻撃権』の閣議決定、16年には『盗聴法の拡大、そして今年17年には、国に都合の悪い言動は抑え込むという共謀罪が成立し、それをようとしている」と発足し、現行憲法は70周年だが、80、90周年と永遠に大事にしてゆきたいと語り、同時に「今、私たちは屈辱感と憤りと無念さを抱えている。この屈辱感は、憲法の命を蔑ろにされている屈辱感だ」とのべて、沖縄県の辺野古で始まった新基地建設のための埋立の強行を糾弾した。

沖縄から山城博治氏（基地の県内移設に反対する県民会議）が連帯のアピールをおこなった。同氏は、「5ヶ月間の勾留を余儀なくされたが、全國からの激励、当局への大きな批判をバックにして、このように社会に出てくることができた」と挨拶、「安倍内閣にやりたい放題させてはいけない」憲法をかえて戦争の道まつしぐらの安倍政権を打倒しよう！」と力強く呼びかけた。そして、「これから裁判が始まるけれども、沖縄県の思い、全国の皆さん平和への思いを携えて、辺野古の現場と結びながら裁判を闘い抜き、必ずや防衛局に打ち勝つていきたい」と決意を述べた。始められた「護岸工事」に

については、カゴに詰められた石を何個か水際におとして「実績」をつくり、反対運動に「諦め」させようとする魂胆に過ぎないと暴露。「埋立地」のど真ん中を流れる比謝川という川の水路変更をしなければ本格的な埋立てはできず、その許可権は名護市長

が握っているから、来年1月の名護市長選、あるいは11月の県知事選で政府・自民党が「打ち勝たねば」埋立てはすすめられないと述べ、「県民は稲嶺市長、翁長知事とともに政府に抗していく。絶対に負けはせん!」と宣言した。そして、「恐ろしい共謀

罪法案が国会に上程されている「これが通れば改憲の前に我々は虐殺されてしまう。力合わせて葬ろう」「力強い国民戦線をつくってこのファンシースト内閣に立ち向かおう!」と力強く呼びかけ、万雷の拍手を受けた。

(編集部N)

## 広島から

# 市民と野党共闘で安倍政権を打倒しよう!

## —ヒロシマで2回目の護憲統一集会—

広島では、「施行70年いいね!



日本国憲法 平和といのちと人権を! ヒロシマ憲法集会」が広島市中区のハノーバー庭園でひらかれ、県下各地から約1500人が参加した。主催は、超党派の「ストップ! 戦争法」ヒロシマ実行員会で、昨年につづいて2回目の護憲統一集会。主催者開会あいさつで、広島県平和運動センターの佐古正明議長は、「自由と民主主義、国民の権利、何よりも平和な日本を守ってきた憲法を、これからも活かして守りつづける、ヒロシマの心をこめた集会にしたい。安倍政権に代わる受け皿が求められているが、総がかりを超える

総がかり運動と本気の野党共闘しかない。連休後すぐに山場をむかえる『共謀罪』法案は市民運動、労働運動、平和・民主主義を抑圧・管理しようとするもので、憲法違反だ。何としても阻止しよう」と呼びかけた。『歌のアピール』では、歌手で僧侶の二階堂和美さんが、1974年に開催された第1回広島平和音楽祭で美空ひばりが初めて披露した反戦歌「一本の鉛筆」を熱唱した。

記念講演は、「戦争をさせない1000人委員会」事務局長代行の清水雅彦・日本体育大学教授(憲法学)が、「市民と野党共闘で安倍政権をと

めること」と題しておこなつた。清水さんは、2012年の自民党改憲草案について、①国家主義が前面に出ている、②国家の安全と社会秩序を人権より優先、③国防軍を保持し集団的自衛権も行使可能、④平和的生存権の削除——などの問題点を指摘したうえで、現行憲法の平和主義の意義について、①第一次世界大戦後の戦争違法化の歴史のなかで憲法9条は最先端に位置づけられること、

②憲法前文は平和的生存権の権利主体を日本国民にせず、全世界の国民に戦争と貧困のない状態を保障しなければいけないとしていることを強調した。

安倍政権にどう対抗するかについて、清水さんは、安全保障関連法案(戦争法案)反対運動の中心を担い同法成立後も活動を継続している超党派団体「戦争させない・9条壊すな! 総がかり行動実行委員会」を基盤に運動を大きくし、総選挙をにらんで市民の力で野党共闘を強めようと言つた。具体的には、①広島・全国各地での「総がかり行動」と「市民連合」(昨年7月の参院選で野党統一候補実現に大きな役割を果たした)「安保法制の廃止と立憲主義の回復

を求める市民連合」の略称）の結成、  
②集会や講演会・学習会に一人で来  
ないで家族や友人、若者を誘つて参  
加することを呼びかけ、最後に、憲  
法理念の実践と、憲法理念の実現に  
立ちはだかり逆行させようとしてい

る安倍政権の打倒を力強く訴えた。

閉会あいさつで、2017広島憲  
法集会実行委員長の石口俊一弁護士  
は、「安倍政権が憲法をどうしようと  
しているかについてよく考え、子や  
孫たちの世代にどんな時代を引きつ

れる安倍政権の打倒を力強く訴えた。

こうした安倍政権の政治がアジアの  
緊張を高め、戦争と武力衝突の危険  
を拡大するものであることは明白で  
ある」と話した。最後に、参加者全

針演説では、「次なる70年に向かつ  
て」憲法「改正」を提案すると明言  
するなど、歴史逆行の暴走をエスカ  
レートさせています。

いま、アメリカではトランプ政権  
が誕生し、アジアでも大国主義的行  
動や軍事的挑発が繰り返され、20世  
紀以来の世界がめざしてきた戦争違  
法化の流れに逆行する軽視できない  
動きが強まっています。

安倍政権の暴走は、こうした世界  
の逆流に便乗し、軍事力や恫喝が幅  
をきかず世界の中で、強国の一員と  
しての座を占めたいという野望に基  
づいています。4月7日のトランプ  
政権によるシリア攻撃に対しても安  
倍首相はいち早く「米国政府の決意  
とりわけアジアの人々、国々に対し

を支持することを表明しています。  
こうした安倍政権の政治がアジアの  
緊張を高め、戦争と武力衝突の危険  
を拡大するものであることは明白で  
ある」と話した。最後に、参加者全

こうした流れに対して、世界でも、  
武力や恫喝による解決に反対する市  
民の声が、当のアメリカも含めて噴  
出しています。9条を掲げる私たち  
の運動は、平和な世界の構築に向け  
て、その先頭に立つて積極的な役割  
を果たすべき立場にあります。

同時に、戦争法を廃止すること、  
南スチーダンから自衛隊を即時撤退さ  
せること、沖縄辺野古、高江の基地  
建設を阻むこと、共謀罪法案の成立  
を許さないこと、何より明文改憲に  
「NO」をつきつけることは、日本  
国民を強権で統治して物言わぬ存在  
人ひとりがでできる、あらゆる努力を、  
いますぐ始めることを訴えます。」

13年前、九条の会の出発に際して  
発表した「アピール」の言葉を、い  
ま、あらためて掲げます。「日本と世  
界の平和な未来のために、日本国憲  
法を守るという一点で手をつなぎ、  
『改憲』のくわだてを阻むため、一  
員ひとりがでできる、あらゆる努力を、  
員は、「アベ政治を許さない」と書か  
れたプラスターや「市民監視の共謀  
罪NO！」と書かれた布を掲げて、  
アピール行動をおこなった。

（編集部M）

## 原発

# 玄海原発再稼働の地元同意について

吉岡  
岡  
斉

### 1. 山口祥義知事の再稼働同意

佐賀県の山口祥義(よしのり)知事は4月24日15時から県庁で記者会見し、九州電力玄海原発3・4号機の再稼働について、九州電力への同意を表明した。すでに玄海町長および町議会、ならびに佐賀県議会が再稼働

を認めているので、今回の山口知事の同意によって、再稼働への地元同意手続きは完了することとなる。引き続き設置工事認可、保安規定認可、起動前検査に少なくとも半年以上を要するとのみられるので、原子炉再稼働は今秋以降になる見込みである。

これにより日本全国で原子力規制委員会の新規制基準をクリアした原

子炉は、廃止を免れるために取り敢

えず新規制基準のみをクリアさせたが改修工事を先送りにしている3基の老朽原子炉(関西電力美浜3号機、高浜1・2号機)をのぞき、7基となつた。このうち現在稼働しているのは、川内1・2号機、伊方3号機の3基のみだが、3月の大坂高裁決定により運転差止め取り消された高浜3・4号機が近いうちに再稼働する見込みである。また、原子力発電に関する大きな事件がなければ、玄

海1・2号機が今年中に再稼働する可能性が高い。もしそうなれば2017年末に日本全国で再稼働している原子炉は7基となる(次に控える大飯3・4号機の再稼働は2018年以降になる可能性が高い)。

### 2. マイナーな発電手段となつた原子力発電

これは筆者を含め、脱原発をよしとする人々にとって残念な事態である。

しかし2011年3月の福島原発事故発生から7年近くたつても、7基しか動いていない可能性が高い

という事実もまた重要である。今後

再生可能エネルギーは21世紀に入

つてから世界的に高度成長時代に入

り、日本でも多くの制度的障害に制

約され欧米等から大きくな塵を拂し

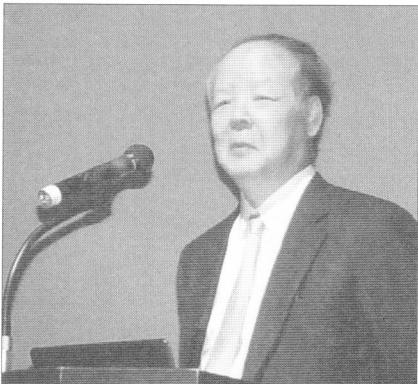
つつも着実に普及が進んできた。そ

れは遠くない将来において世界のメ

ジャーの発電手段となり、発電以外

の分野でも有力なエネルギー源の一

角を占める可能性が高い。今日の再



吉岡斉教授

海1・2号機が今年中に再稼働する可能性が高い。もしそうなれば2017年末に日本全国で再稼働している原子炉は7基となる(次に控える大飯3・4号機の再稼働は2018年以降になる可能性が高い)。

これは筆者を含め、脱原発をよしとする人々にとって残念な事態である。しかし2011年3月の福島原発事故発生から7年近くたつても、7基しか動いていない可能性が高いという事実もまた重要である。今後も日本では少しづつ原子炉の再稼働が進むとみられるが、それでも将来的に復活するのは数基から十数基ほどにとどまり、他の既設原子炉は廃炉となるだろう。まだ正式の廃炉が

生可能エネルギーの高度成長を駆動しているのは金銭的動機であつて、原発を置き換えるという目的ではない。投資家は再生可能エネルギー事業を有望ビジネスとみて、それに巨額投資している。実際、再生可能エネルギーは原子力発電の最盛期（2006年に約2兆6300億キロワットアワーで、ピークを打ち、福島原発事故後は発電電力量が1割以上下落している）よりもはるかに大量のエネルギーを供給する潜在力をもち、現実にそれを開花させつつある。

原子力発電を廃止するためだけなら、再生可能エネルギーの力に頼るまでもない。かつて原発論争の対立軸と考えられた「原発か、再エネか」という問いは意味がなくなつた。今すぐ脱原発を実施しても、その代替となる火力発電の焚増しコストは小さい。

現時点での3基分を補うことが些細なことであることは自明である。

その一方で、たとえば年間1000億キロワットアワー（設備利用率75%で1650万キロワット相当）が、原子力発電が最大限復活した場合のベースラインとすると、現在の化石燃料の価格水準（原油1バレル約50

ドル等）からみて、焚増し費用は数千億円程度である。電気料金への影響は1キロワットアワー当たり1円を大きく下回る（日本の発電電力量は2015年に約1兆キロワットアワーである）。

経済産業省は2012年から13年にかけて、ベースラインを福島原発事故前の年間3000億キロワットアワーとして、極端に高い焚増し費用を試算し、「国富の流出」を放置できないとして再稼働促進の必要性を訴えた。だが2014年半ばに原油価格が1バレルあたり100ドル程度から50ドル程度へと半減したのを機に、焚増しコストを理由に原発の早期再稼働を主張する議論を自ら打ち切つた。この試算の妥当性を疑問視する一群の批判的専門家（筆者もその一角を担つた）の攻勢を目の当たりにし、勝算は乏しいとして撤退した可能性もある。

なお1バレルあたり50ドル程度という今日の原油価格水準は、アメリカで進んでいる「シェール革命」を背景としたもので、原油価格が高騰すればシェールオイルとの価格競争に負けるので、少なくとも当分はこの水準で小幅に上下するとみられる。

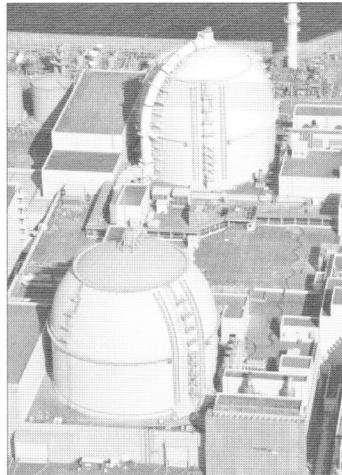
### 3. 山口知事記者会見の わかりにくさ

山口知事は4月24日、再稼働同意の記者会見とあわせて「玄海原子力発電所3、4号機の再稼働について」という文書を発表した。それは1万字を優に超える長文であるが、内容をみると同意に至るまでの経過説明が延々と書き連ねられ、所々に知事の感想めいたものが挿入されているだけの、めりはりのない文書である。ようやくこの文書の末尾近くに「このようなプロセスでいただいた様々の意見、国及び事業者から示された方針や姿勢、そして何よりも県議会の決議などを総合的に勘案し、『今回の再稼働については、原子力発電に頼らない社会を目指す』という強い思いを持つつ現状においてはやむを得ない」との判断をいたしました」という判断理由が書かれている。

### 4. 旧態依然の地元同意手続き

知事の文書には、再稼働について住民意見を広く聞くための活動を行つたことが長々と書かれているが、なぜ地元同意手続きを、福島事故以前からの現行ルール（立地市町村長の同意と議会の決議、および立地市町村を包括する都道府県知事の同意と議会の同意があればよい）で良しとしたかの理由説明が欠落している。

日本の原子力施設の設置過程の特徴は、全ての許認可権が中央政府に集中していることであり、都道府県



玄海原発3・4号機

や市町村が全ての権限を奪われていることである。自治体の権限を記した唯一の法令は、電源開発促進法(1952年制定)だった。そこでは電源開発調整審議会の電源開発基本計画に原子炉設置計画を組み込むときに、政府は関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬという規定がある(第11条)。この仕組みは2003年に、電源開発促進法が廃止となってから、法令に基づくものではなくなつたが、その後も経済産業大臣による「重要電源開発地点」の指定と市町村長の同意を得ることが経済産業省の内部規定で定められている。しかし設置変更について規定はない。

原発再稼働について、実質的に受けける際に関係都道府県知事および市町村長の同意を得ることが経済産業省の内部規定で定められている。その指定を受けた際には、立地地域の都道府県・市町村が、電気事業者(電力会社など原子炉を設置・運転する事業者)と、1960年代末以来順次締結していくものである。

福島原発事故前は、原子力安全協定を結ぶ自治体は、立地当該都道府県・市町村に限っていた。しかし事故後、30キロ圏内の周辺道府県・市町村の多くが、さらに30キロ圏外の周辺道府県・市町村の一部も、原子力安全協定を事業者と締結するようになつた。だが新しい安全協定において事前了解や事前協議の権限を認めることを、事業者は断固として拒んだ。

だがそのような事態にあつては、原発から30キロ圏内の8つの市町のうち4つの市が反対している。

治体の慣例上の権限として定着しているのは、原子力発電会社との間の「原子力安全協定」とそれにもとづく事前了解の仕組みである。それは法令上の根拠のない紳士協定にすぎないが、原子炉の設置変更などについて、立地自治体(都道府県、市町村)の事前了解を得ることや、事前協議を行うことが規定されている場合が多い。歴史的には、原子力安全協定は、商業発電用原子炉が設置されるに際して、立地地域の都道府県・市町村が、電気事業者(電力会社など原子炉を設置・運転する事業者)と、1960年代末以来順次締結していくものである。

福島原発事故前は、原子力安全協定を結ぶ自治体は、立地当該都道府県・市町村に限っていた。しかし事故後、30キロ圏内の周辺道府県・市町村の多くが、さらには30キロ圏外の周辺道府県・市町村の一部も、原子力安全協定を事業者と締結するようになつた。だが新しい安全協定において事前了解や事前協議の権限を認めることを、事業者は断固として拒んだ。

山口知事は玄海3・4号機再稼働を「やむをえない」と述べているが、福島原発事故後の日本のエネルギー・原子力利用の状況を踏まえて考えると、山口知事の説明は事実に即しておらず非合理的である。知事の長文の説明文書の中に「やむをえない」理由らしきものが示されているのは末尾のみである。そこには主に2つの論点が登場する。(1)原子力発電所を廃止しても使用済核燃料など危険物は長期にわたって残り、廃止措置が全て終了するまで何十年

## 5. なぜ再稼働は「やむをえない」のか

でも、知事が県民全体の同意を、自らの同意の必要条件とすることによって、立地市町村以外の住民の意見を生かすことができる。知事は再稼働についての県民の意見分布を見定めるために、適当な手法(住民投票や住民アンケートなど)を用いて確認し、それを尊重して同意の可否の判断をすればよい。だが山口知事は「県民の代表である県議会の決議については、極めて重いものと受け止めています」と述べ、佐賀県議会の決議をもつて住民同意と見なすという驚くべき判断を行つた。シングルイシューに関する議会の意思と住民の意思が異なることが多いことは初步的事実である。原発再稼働問題は多くの住民にとって最重要の投票基準ではなく、他の投票基準(経済、雇用など)の方が重要性が高いと思われる。他方で県議会議員は原子力発電の利害関係者の影響力を受けやすい立場にある。そうした事情を山口知事は当然認識していたであろうが、一般住民の意見を蔑ろにする判断を下すこととなつた。

なお玄海3・4号機再稼働に関する議論は、原発から30キロ圏内の8つの市町のうち4つの市が反対している。

佐賀県伊万里市、長崎県松浦市、同平戸市、同壱岐市である。通常の産業施設について県知事は、隣接県の市町村の意思を尊重して判断を変え必要は必ずしもないが、大型原子力施設については福島原発事故でも起こつたように、被害は県境を越々とこえて拡大するものである。したがつて過酷事故が発生した場合、県知事は県外周辺地域の住民に対する加害責任の一端を担うこととなる。

理していく必要があること。(2)

再生可能エネルギーは安定供給に課題があり、来たるべき再生可能エネルギーが主役となる時代を迎えるまでの間、原子力発電に頼らざるを得ない状況にあること。

だが1番目の論点は、危険の度合についての合理的判断を逸脱している。運転中原子炉の発するエネルギーは巨大であり、使用済核燃料の発するエネルギーよりも何桁も上回る。かりに使用済核燃料の冷却装置が何らかの理由で故障しても、数日中に対処すれば全く問題はない。使用済核燃料の方が遙かに安全である。とくに現在において玄海原発にある使用済核燃料は炉心から取出してから6年以上経過しており、発熱量は十分に低い。また乾式貯蔵方式に移行させれば、安全度はさらに高まる。玄海原発にある全ての使用済核燃料(ただしMOXを燃料を除く)は、十分な冷却期間を置いているので、直ちに乾式貯蔵に切り換えることが可能である。

2番目の論点については、すでに述べたように原子力発電は、日本の電力供給において不必要的存在となりつつある。原子力発電の喪失によ

る不足分を補うには、エネルギー消費の自然減と省エネルギーの推進があれば十分であり、再生可能エネルギーに頼る必要はない。再生可能工

エネルギーの本領は、化石燃料の消費削減のために活用されるべきである。なお周知のよう人に減少(とくに労働力人口減少)、産業構造の脱工業化の進行、日本の製造業のグローバル展開の進展などによって、日本のエネルギー消費・電力消費は減り続けており、リーマンショック前の2007年)と比べて、どちらもすでにピーク時と比べ15%程度も減少している。自然減と省エネルギーの促進による効果(この2つを切り分けることは容易ではない)の方が、再生可能エネルギーの普及による効果よりも、少なくとも昨今の日本でははあるに大きいい。日本のエネルギー消費・電力消費の減少ペースは、人口減少ペースと同様、今後ますます加速していく可能性が高い。

さて、被災者意識にとらわれているのではないか。国策としての原子力発電推進には絶対に逆らえない。また九州電力をはじめとして再稼働を主導すれば県民の離反を招き、次回の選挙での当選が危うくなる。佐賀県の財政にとって玄海原発停止の影響は小さいが、うるさく圧力をかけてくる諸勢力があるので面倒でも選んだのは、再稼働反対勢力の意見に対しても聴く耳をもつという姿勢を演出することだつた。

そのひとつがあらわれが、再稼働に反対する9つの住民団体による「原子力安全専門部会」の委員推薦への対応にみられる。佐賀県の原子力安全専門部会は、原子力発電所が立地する道県のなかで最後に設置された専門家組織である。従来は鹿児島県にもそうした専門家組織はなかつたが、三反園新知事が選挙公約に

られて、被害者意識にとらわれているのではないか。国策としての原子力発電推進には絶対に逆らえない。

こうした佐賀県の動きに対し、再稼働に反対する9つの団体は8名の委員の任用を要求したが退けられた。その代わりに佐賀県はその8名に対して、オフィス等に出向いて意見聴取を行うという丁寧な対応に出た。3月9日には2名の職員が筆者の研究室を来訪し、10時から12時まで意見交換(大半の時間は筆者の原子力防災に関するレクチャー)を行った。筆者の知人である井野博満氏(東京大学名誉教授)および後藤政志氏(元東芝原子炉設計技術者)に対しても、わざわざ東京まで出向いて意見聴取を行つたという。しかしその際に筆者らが提出した意見メモは、佐賀県のホームページに掲載されただけである。山口知事の同意判断に影響を及ぼした形跡はない。

## 6. 山口知事は被害者意識にとらわれているか

(よしおか ひとし／九州大学  
教授・元副学長)



# 「道徳」の教科化と“愛国教育”的行きつく先

相 可 文 代



## 1. 安倍首相の“決意”を受けて

5月3日の憲法記念日、安倍首相は日本国憲法第9条に「自衛隊を明

文化する」「2020年を改正憲法施行の年とする」と表明した。いよいよ憲法「改正」の時期を明言したのである。「第9条の1項・2項は残し自衛隊を明文で書き込む」というのは自民党の改憲草案（9条を大幅に修正し国防軍を明記する）からは後退しているが、具体的な日程にまで踏み込んだということは安倍首相の決意のほどを示したといえる。安倍政権のイデオロギーの一人といわれている百地章氏が「今は千載一遇のチャンスだ」と述べたことからしても、これは安倍政権のうちに何が何でも9条を変えたいという、日本会議をはじめとする右派勢力の意思の表明である。

実際に2020年に施行するためには、東京オリンピック前に国民投票で改憲を決定しておかなければならぬ。オリンピックの夏は、教科

書でいえば新学習指導要領に基づく中学校教科書採択の夏でもある。9条改憲がなされ、ナショナリズムの高揚の中での採択は、育鵬社・自由社といった「新しい歴史教科書をつくる会」系教科書にとつて圧倒的に有利と思われる。「戦争をする国」に向かつてまっしぐらに進む結節点となる2020年をどのように迎えるのか？ 安倍政権の「戦争のできる国づくり」に反対してきた私たちにとつても覚悟が問われている。

## 2. 「特別な教科」となった「道徳」

### (1) 学校教育の「要」となった「道徳」

敗戦後『修身』と『教育勅語』が廃止され、「道徳」はいつたん学校教

育から消えた。だが戦前の教育を是とする人々は早くから「道徳」の復活をもくろんできた。1958年には「道徳の時間」（専設道徳）がカリキュラムに位置づけられ、1966年には「期待される人間像」が打ちだされ、「愛国心」や「遵法精神」の大切さが強調された。教科書はなかつたものの、各社がその時々の文部省（当時）の教育方針を参考にして副読本を発行し、それを使用する学校もあつた。

何か少年事件が起ころるたびに「道徳教育の必要性」が声高に叫ばれてもきた。2002年から文部科学省が「副教材」として全小中学生に配布した『心のノート』は、1997年の神戸連続児童殺傷事件、1999年の柄木女性教師刺殺事件などを背景にして作成されたものである。安倍政権（第一次）は2006年

に「公共の精神」「愛国心」を盛り込

んだ新教育基本法を制定したものの、

短期間で民主党に政権を明け渡した

ため道徳教育を大きく変えることま

ではできなかつた。ところが第二次

安倍政権では『心のノート』を『私

たちの道徳』に改編して内容を補強

するとともに、道徳の時間をきちんと

と実施するようにしめつけも強化し

た。

2011年に起こつた大津中学生  
いじめ自殺事件をきっかけとして、  
自民党などから「もつと道徳教育を  
ちゃんとやるべきだ」との声が起こ  
つた。それを利用する形で安倍政権  
は2015年に学習指導要領を改定  
して、「道徳」を「特別な教科」に格  
上げし教科書を作成し評価もすると  
した。「道徳」の教科化は、小学校で  
は来年度から、中学校は2019年  
度から実施される。今年の夏に採択  
され来年度から使用される小学校道  
徳教科書は、正式な教科となつた最  
初の道徳教科書である。

ところで単に「教科」ではなく「特  
別な教科」と位置づけられているの  
はなぜか？それは「道徳」を他教  
科のように5段階で数字評価したり、  
入試の成績の参考とすることに根強

い批判があるからでもあるが、「道徳」  
を「要の教科」と位置づけ、あらゆ  
る教科の基本になるべき教科という

特別な意味合いを持たせる狙いがあ  
るからである。戦前『修身』は「筆

頭教科」としてなにより重要だつた。  
いくら他の教科の成績が良くても

『修身』の成績が悪ければ進学も就  
職も不利だつた。「道徳に数字評価は  
なじまない」という世論の批判を受  
けて、文科省は現段階では「評価は  
文章表記でおこなう」「入試には利用  
しない」と譲歩しているが、今後は  
どうなるか不明である。

また文科省は「価値観の刷り込み  
だ」という批判をかわそぐと、「主体  
的・対話的で深い学び（アクティブ  
ラーニング）」を強調している。教師  
が一方的に教え込むのではなく、子  
どもたちが考え方をせよ  
と教員研修や研究授業もさかんに実  
施している。しかし身につけるべき  
目標として22の「徳目」があらかじ  
め決まつていて以上、それを身につ  
けたかどうかが評価されることに変  
わりはない。つまり子どもは道徳的  
な言動をしなければ低く評価され、  
不道徳な子というレッテルを張られ  
るのである。「主体的・対話的で深い

学び」なるものは、あたかも子ども  
自身が考えて到達したかのような錯  
覚を持たせるための教育技術にすぎ  
ない。

## (2) 22項目の「徳目」が めざすもの

「徳目」は4分野に分かれており、  
次のようになつてゐる。なお、右線  
は筆者による。

A. 主として自分自身に関するこ  
と

- ①自主、自律、自由と責任 ②節  
度、節制 ③向上心、個性の伸長 ④  
希望と勇気、克己と強い意志 ⑤真

理の探究、創造

- B. 主として人との関わりに関す  
ること

- ⑥思いやり、感謝 ⑦礼儀 ⑧友  
情、信頼 ⑨相互理解、寛容

C. 主として集団や社会との関わ  
りに関するこ

- ⑩遵法精神、公徳心 ⑪公正、公  
平、社会正義 ⑫社会参画、公共の  
精神 ⑬勤労 ⑭家族愛、家庭生活  
の充実（家族の一員としての自覚）

⑮よりよい学校生活、集団生活の充  
実（学級や学校の一員としての自覚）  
⑯郷土の伝統と文化の尊重、郷土を  
愛する態度（地域社会の一員として  
の自覚）⑰我が国の伝統と文化の尊  
重、国を愛する態度（日本人として  
の自覚をもつて国を愛する）⑱国際  
理解、国際貢献（世界の中の日本人  
としての自覚）

ここには日本国憲法の基本理念で  
ある「人権」「平和」「共生」などの  
言葉はまつたくない。新教育基本法  
で打ちだされた「権利より義務」「個  
人より国家」を重んじるという考  
え方が貫かれている。個人と社会との  
関係では、社会の問題は問わず「自  
己責任」論である。

中学校道徳学習指導要領の『解説』  
では、もつと明確に説明されている。  
「他者や集団・社会との関わりの

中で自制し生きていくことができる自己を確立」。「社会生活の秩序と規律を維持するためには、自らに課せられた義務や責任を確実に果たすことが大事」。「最低限の規範意識を確実に身に付けさせる」。「法やきまりの意義やそれらを遵守することの意味を理解」。「社会の秩序と規律を自ら高めていこうとする意欲や態度を育てる」。「国際社会に生きる日本人としての自覚」。「国家の発展に努める日本人として、主体的に生きようとする態度」などなど。

また、今後はあらゆる教科も行事（運動会、修学旅行、職業体験など）も道徳教育と関連づけることとされている。日本全国で運動会では「日本の丸」を仰いで「君が代」齊唱（国家の一員であることを自覚させる）、修学旅行は伊勢神宮（崇高なもの、皇室への畏敬の念の醸成）、職業体験は自衛隊（国を守る気概の育成）となる日も遠くはないだろう。

### 3. 来年度から使用される

#### 小学校道徳教科書

##### (1) 検定はどのようになされたか？

これらがめざす人間像とはいかなるものか？ 他者や社会に依存せず自分の責任を果たし、法と秩序を守り、日本人としての自覚を持つて國家の発展に努める国民である。国家権力にとってはまことに都合のよい国民である。権利意識は弱く、社会や国家に対して批判精神を持たず、うまくいかないことは自分の努力が足りないと自分を責め、国家に奉仕し求められたら命も捧げる、他国民とは友好関係を築こうとするが対立したら戦争も辞さない、そんな日本人をこそ安倍政権や日本会議は求めているのだ。

3月24日、文科省は、来年度から使用される小学校道徳教科書の検定結果を発表した。マスコミは「パン屋」が「和菓子屋」に変えられ、検定が「伝統」重視の観点からおこなわれたことなどを報道した。このこ

とに象徴されているように検定は必ずしも「伝統」重視の観点からおこなわれたことなどと見られており、文科省は「このように見える」とは直接言わない。遠回しに言つて出版社に忖度させるのが常とう手段である。しかしそれでも一定の違いはある。文部省は「このように見える」とは直接や人の側にあるかのように記述を変えて検定を通過したのであつた。文部省は「このように見える」とは直接言わない。遠回しに言つて出版社に忖度させるのが常とう手段である。

##### (2) 8社の教科書と採択の取り組み

今回検定を通過し採択にかけられた教科書は8社ある。その中に育鵬社・自由社教科書はない。育鵬社は小学校道徳教科書のパイラット版を発行し、安倍首相は「これぞ理想的の道徳教科書」と絶賛したが、とても小学校で使える代物ではなく、もいる。

実際の教科書の発行は断念したものと思われる。したがつて安倍政権や日本会議の意思を直接体現した教科書はないのだが、学習指導要領にそつて作成されているため「自己責任」「公共の精神」「日本の自然や伝統文化のすばらしさ」「郷土愛・愛国心」はどうも盛り込まれている。そのため子どもたちが「日本人はすごい」と優越感を持ち、自己中心的な歪んだプライドを刷り込まれてしまう危険性は十分ある。

ある教科書では日本の技術力の高さを取り上げた教材になぜか安倍首相の写真が出てくる。この教科書は、困難に打ち勝つて活躍したラグビー選手と東大阪市長とのツーショットの写真も載せている。育鵬社の公民教科書も安倍首相の写真が満載だが、現役の政治家の写真を載せているのはこの出版社だけである。そもそも歴史的評価も定まっていない現役の政治家を道徳教科書に載せるのは不

適切である。しかも安倍首相は「瑞穂の國記念小學院」問題で森友学園（大阪市）に妻を通じて100万円寄付したことが疑われており、東大阪市長（教育再生首長会議の幹事）も当該地域では育鵬社公民教科書採択のために政治介入したのではないかと議会で追及されている。いずれも道徳性に疑念を持たれている政治家である。古今東西、「道徳」を声高に叫ぶ人物ほど道徳性に欠けるというのは常識である。それは、補助金詐欺師ともいうべき森友学園の籠池前理事長を見ればあきらかではないか。

他方で道徳教科書という制約を受けつつも、「人権」の大切さや「平和」の大切さを取り上げている教科書もある。したがつて今年の小学校道徳教科書の採択においては、少しでもましな教科書を子どもたちに手渡すために、各教科書を吟味し、教育委員会に市民の声を届けなければならぬ。要望書の提出、教科書展示会での市民アンケートの記入、教育委員会の傍聴、情報公開請求などやれることはたくさんある。

現在検定にかけられ、来年採択予定の中学校道徳教科書（8社）には育鵬社があると思われる。育鵬社の

バイロット版は軍国美談や皇室賛美など戦前の『修身』と見まがうばかりの教材がいっぱいである。育鵬社は「教育勅語」の精神を盛り込んだものを出してくるだろう。来年2018年の採択に向けて今から取り組まなければ、2015年同様、育鵬社の採択を許してしまうことになる。

#### 4. 日本を再び「戦争する国」にしないために

現実はさらに進んでいる。森友学園の塚本幼稚園が「教育勅語」教育をしていることを賛美し支援している安倍首相は、開き直るかのように閣議決定までした。「憲法と教育基本法に抵触しない限り」という限定付名の天皇が「我が臣民」に向かって「皇國臣民のあるべき姿」を明示したのが「教育勅語」なのであるからして、始めからしまで国民主権である日本国憲法に抵触しているのである。

森友学園では園児に「教育勅語」を暗唱させ軍歌を歌わせていた。安倍首相夫妻も講演に呼ばれた日本會議の面々も、園児たちの姿に理想の日本人を見いだし、こういう教育が引き続きおこなわれるべきだと考えまでも改憲に賛同するのは若い世代であると見てることによる。

しかし自衛隊を肯定し憲法に軍隊を位置づけることに賛同しても、実際に戦争をして犠牲を出すのもやむを得ないとまで考える若者はまだ少ないのである。そうした若者に明治維新から敗戦までの77年間の歴史、なかでも満州事変以降破滅に向かってまっしぐらに進んだ15年戦争の歴史を伝えなければならない。政権とマスコミが「國家存亡」の危機を煽り、「今こそ敵に立ち向かえ」と叫んだ過去と現在との近似性をリアルに伝えなければならない。

2020年はすぐである。「護憲」の堤防が決壊する前に私たちがやるべきことがたくさんある。（おおかみよ／「子どもたちに渡すな！あぶない教科書 大阪の会」事務局）

# 大浜炭鉱労働争議の記録

—最高裁不当労働行為判決第一号ができるまで—

解放出版社 2017年3月15日発行 206頁 1944円

著者 布引敏雄

かつて山口県山陽小野市にあった大浜炭鉱（従業員総数約1000人）で、1947（昭和22）年8月から1949（昭和24）年初めにかけて約1年半に及ぶ大労働争議が起つた。争議の原因は重盛五六所長の独裁・組合輕視にあり、これに反発して鉱員労働組合が「所長追放！」を要求して立ちあがつたのである。

重盛所長の炭鉱經營哲学は「大浜一国社会主義」と自称するもので、日本国が社会主義化することがなく大浜炭鉱だけは賛成の立場を表明していた。

重盛所長は争議の過程で大量職員を断行し、かつ第二組合を育成するなどしたため、組合側もハンストを以て対抗し争議は泥沼化した。第二組合の中心人物は有田好徳で彼は社会民主主義者である。これに対する鉱員労組の中心人物は浅江民舎で、彼は政治的には無色で侠氣に富む人物と思われる。ところが鉱員労組の一部に階級闘争第一主義の人びとがいて、この人びとの影響で争議が複雑化し長引いたようだ。

この争議は地方労働委員会を経由して法廷に持ちだされ、地裁・高裁をへて、1949（昭和24）年4月23日、最高裁判所が重盛五六有罪の判断を下した。これは不当労働行為に関する最高裁判決の第一号であり、労働運動史上的記念碑的判決である。

このたび私は「大浜炭鉱労働争議の記録—最高裁不当労働行為判決第一号ができるまで」を刊行したが、この本の執筆過程で、私は「そうか、組合活動とはこのようにするもののか」と思うことしばしばであった。

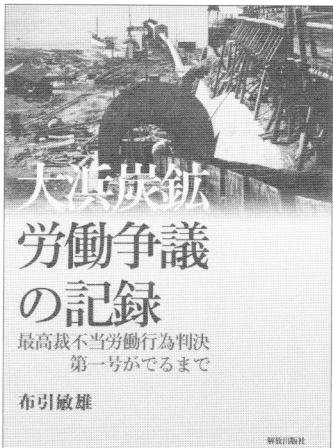
だから今、私は、労働運動を行おうとする者は労働運動の歴史に学ばなければならない、と伝えたい。即ち、労働運動の歴史に学ぶことは直接的に眼前の労働運動に役立つ、と私は思えるのである。

非正規労働者の増大、ブラック企業に代表される労働者保護法制の無視、格差社会の拡大深化——こう

な歴史研究者も状況の解釈や分析にどまるのではなく、現代的課題である労働問題に目を向け、その変革へ向けた指針を提示すべきではなかろうか。

なお、大浜争議を書き残す仕事は私に課せられた天与の任務かと思っている。なぜなら、私は大浜炭鉱で少年時代を過ごし、炭鉱閉山後には稀有の幸運に恵まれて歴史学徒として生きることができたのだから。

（ぬのびき としお／大阪観光大学  
名譽教授）



この争議は地方労働委員会を

た現実に対し、今こそ労働者は立ち上がりなければならない、と私は思つたが、現実には労働運動は低迷を極める。若者の組合離れは著しいという。

歴史研究者はもう少し労働運動史の研究に本腰を入れてほしい。やはり研究者の問題意識こそが問題だと思われる。今では死語かもしれないが、マルクスの「哲学者は、世界をただいろいろに解釈しただけである。しかし、だいじなことは、それを変革することである」（ウォイエルバッハにかんするテーゼ・国民文庫）といふ言葉のように、哲学者のみならず

## 『希望の国』

園子温監督

評者 鈴木右文

『希望の国』（二〇一二）は、東日本大震災の際の福島原発事故を初め取り上げた劇場用映画で、過激で衝撃的な作風の監督が、映画が臆病にも事故を取り上げないでどうするのだ、俺がやるという思いでメガホンを撮つた作品である。

舞台は架空だが、東日本大震災の数年後にまた別の場所で地震と原発事故が起きたとの設定。自分の家の前から立入禁止区域となり、主人公は息子夫婦を避難させ、妻が痴呆のため生活環境保持のため家に残る。息子の妊娠中の嫁は、度重なる事故に放射能に対する恐怖症となり、防護服を来て日常を過ごす。主人公の隣家の息子は、家族が津波で流され行方不明となつている恋人とともに被災地へその家族を探しに行く。やがて原発の状況が悪化、主人公も避難地域に指定されるが、息子や自治体職員の説得に耳を貸さず、不便な老夫婦だけの暮らしにこだわ

る。最後は自衛隊による強制退去を前に、主人公は飼っている牛たちを射殺、妻と心中するのだつた。

政府やマスコミによる情報操作、危険の度合が不明な不安・避難する人と残る人の分断、風評被害、差別と偏見、自由と束縛、痴呆といった様々な問題をちりばめ、非現実を織り交ぜ、ある意味剥き出しの描き方で問題をたぐり寄せる。

全体に行儀がいいとは言えない出来で、映画雑誌でワーストワンに選ばれたりしているのだが、この作風の監督がいの一番に、現在進行形で問題が続出している中を、東北ロケも含めて原発事故を描き、力技で震災翌年には公開にこぎつけたエネルギーに意義はあると思う。

主演夏八木勲は公開翌年に癌にて逝去。私生活でも信念を曲げない方だったようで演技に執念を感じた。

（すずき ゆうぶん／九州大学

言語文化研究院教員）

## 『編集後記』

本号のメインタイトルは「瀬戸際外交で引き寄せられる戦争の危機」としました。言うまでもなく、アメリカ・トランプ政権が中東、朝鮮半島で実行している「狂犬的」な戦争のことです。

§ § §  
シリア・アサド政権への突然のミサイル攻撃は世界中を驚かせ、また、トランプの「何をしかすかわからぬ」というある種の「恐怖感」が一時、世界を支配しましたが、その狙いが次第に明らかになるにつれ、トランプ「ディール外交」の内容もうに思います。

『予測がつく』ようになつてきたよ  
うに思います。  
§ § §  
今回の「朝鮮半島危機」の内容を見た時、原子力空母カール・ビンソンの艦隊を北朝鮮の目と鼻の先の日本海に回航して「匕首を突きつけた」わけですから、オバマ時代と違つて下手をすると、本当に軍事介入する可能性も無きにしもあらず」か、

主演夏八木勲は公開翌年に癌にて逝去。私生活でも信念を曲げない方だったようで演技に執念を感じた。  
（すずき ゆうぶん／九州大学言語文化研究院教員）

戦争の危険はいつもありますか」と思はせもしました。もちろん偶發

のは、どちらかと言えば、これまで言を左右になかなか本気で対北朝鮮

「経済制裁」に協力しなかつた中国を抱き込むための「高等演技」だつた可能性があります。「狂犬的」と思われておいて、とことん相手を瀬戸際まで追い込む手法はトランプ一流の「ディール外交」の真骨頂なのかも知れません。その手法で、これまで動かなかつた中国の抱き込みに成功したわけですから、「トランプ・瀬戸際外交」を侮るわけにはいきません。

§ § §  
わが安倍晋三首相は、この「危機」を姑息にも利用し尽くす魂胆のようです。用心、用心です。（編集部N）

反戦情報編集部（代表：永田信男）  
〒753-0212 山口市下小鶴2836-9  
(T/F) 083-929-3674  
(T/F) 083-902-3030  
広島連絡所  
(T/F) 082-233-7322  
福岡連絡所  
(T/F) 092-292-8521  
郵便振替口座  
01520-5-12786  
加入者名 反戦情報  
銀行口座  
普通預金 2012672  
加入者名 永田信男  
E-mail:hansen-jp@crest.ocn.ne.jp

バックナンバー紹介		
<p><b>反戦情報</b> 2017・4・15 №391</p> <p>米軍、シリアにミサイル攻撃—ほくそ笑む軍産</p> <p style="text-align: center;">NO MORE WAR!</p> <p>記事リスト</p>	<p><b>反戦情報</b> 2017・3・15 №390</p> <p>「愛国幼稚園」、国有地詐取露呈で狼狽の首相</p> <p style="text-align: center;">NO MORE WAR!</p> <p>記事リスト</p>	<p><b>反戦情報</b> 2017・2・15 №389</p> <p>世界の地殻変動招くトランプ新大統領</p> <p>記事リスト</p>
<p><b>反戦情報</b> 2017・1・15 №388</p> <p>安倍の真珠湾慰靈、問われるべきは歴史認識</p> <p>記事リスト</p>	<p><b>反戦情報</b> 2016・12・15 №387</p> <p>「政治的正しさ」唾棄するトランプ登場の意味</p> <p>記事リスト</p>	<p><b>反戦情報</b> 2016・11・15 №386</p> <p>「米国第一主義」掲げトランプが勝利</p> <p>記事リスト</p>